

生駒市農業ビジョン推進懇話会 第18回会議録 (要点筆記)

1. 開催日時 令和3年11月29日(月) 午前10時00分～午後0時00分
2. 開催場所 生駒市コミュニティセンター 203・204 会議室
3. 参加者 池上甲一(座長) 井上良作(副座長) 田中勝久 小北利裕 中本真人
小西功 稲葉房子 中世古知子 中村和美 藤原大輔 浅井伊知人
〔事務局〕 農林課 植島課長 杉原課長補佐 桑田係長 阪口
4. 会議の公開・非公開 公開 傍聴人数 なし
5. 議題 (1) 生駒市農業ビジョン 令和2年度実績について
(2) 生駒市 農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の改正について
(3) その他

6. 審議内容

- (1) 生駒市農業ビジョン 令和2年度実績について

事務局	農業ビジョンの具体的な施策内容について、事業の進捗状況を報告。
参加者	棚田の石垣の補修等に土地改良事業助成金は活用できるか。
事務局	個人の農地に係る石垣等は対象外であるが、水路等複数で利用している農業用施設であれば補助金の対象である。
参加者	森林ボランティアの実績が空欄となっているが、里山の保全活動に取り組んでいる団体等の活動を記載してはどうか。
事務局	森林環境譲与税を活用し、二次林や竹林整備に取り組んでいる団体に対し、里山づくり事業補助金を交付しているので、当該記載の追加を検討する。
参加者	遊休農地活用事業の活用状況は。
事務局	令和2年度実績は、登録農地 154 筆 57,905 m ² のうち、143 筆 55,077 m ² が活用されている。申込は多いが、条件が合う農地がなく断念される方が多いので、登録農地の拡大が課題である。
参加者	遊休農地活用事業利用者も高齢化し、近隣の利用者が減ってきて、利用者同士のつながりが減り、耕作を助けあったり、情報交換が難しくなってきた。
事務局	利用者同士でのつながりができるような取組も今後検討する。
参加者	遊休農地活用事業について、物置や機械を置く場所がないので、市が貸し出す等の方法を検討してほしい。
参加者	農福連携に取り組んでいるが、農業法人に委託して、農作業のサポートを受けている。専業農家も農作業が大変だと思うが、農業者、福祉事業者やその他の様々な主体がお互いにフォローしあえる仕組み作りが必要ではないか。
参加者	副業的な農業など、様々な形で農業への従事が増えてきているが、農地取得の下限面積を下げることはできないか。

事務局	本市農業委員会では、農地取得の下限面積を 20 a に設定している。これ以上下限面積を下げると、利害関係人が多数にのぼり、担い手農業者への農地の集積が進まなくなる、不正な農地転用を意図した取得が増える恐れが高まるなどの問題もあり、慎重な検討を要する。
参加者	昨年度、農業者という立場でいこまレストランに参加したが、新型コロナウイルスの影響でその場で試食ができずに残念であったが、生駒の農業について、消費者に P R できた。 今年度も実施予定ということであるが、提供する料理は農家めしのような、簡単作れるものの方が、消費者にもより参考になるのではないか。
参加者	移動販売の状況はどうか。
事務局	令和 2 年度は 7 自治会で、今年度は 11 自治会で実施している。
参加者	農業振興協議会の部会員として移動販売を実施している。一部、集客数が少ないところもあるが、1 自治会で 30 人程度が集まり、概ね好評である。
参加者	ヨーロッパでは野菜を包装せずにありのままで量り売りしているが、農業者の省力化やエコの観点から、移動販売で実施したら面白いのではないか。 普及させるのは困難かもしれないが、食と農の未来会議を開催するときには、議題としてはどうか。
参加者	イノシシの食肉処理施設を市で設置することは難しいかもしれないが、移動式解体処理車（ジビエカー）を導入して、現場から速やかに一次処理できる施設を整備する等、引き続き捕獲した個体の有効活用について検討してほしい。
事務局	令和 2 年度に猟友会や食肉加工業者等が集まって検討したが、安定的な供給が必要であることや、200 頭程度の捕獲頭数では食肉や油等の利用には、採算がとれないという意見があった。

（２）生駒市 農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の改正について

事務局	農業経営基盤強化促進法に基づき県が定めている「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」について、令和 2 年 4 月 1 日施行の改正法の内容を盛り込み、令和 3 年 7 月において全般的な見直しが行われたことに伴い、同法第 6 条に基づき本市が定めている「生駒市 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」について、所要の変更を行う旨、資料に基づき説明。
(改正内容については、意見なし。)	
参加者	認定農業者や認定新規就農者等の効率的な農業経営を支援するため、引き続き、本構想に基づき、農用地の利用集積など、農業経営基盤強化促進事業に取り組んでいただきたい。

(3) その他

事務局	議題（２）の構想の改正については、農業委員会及び農業協同組合等からも意見を聴取し、奈良県知事の同意を得て、今年度中の改正を予定している。 次回の懇話会については３月に開催し、今年度策定する実質化された人・農地プランを議題とする予定。
------------	--

第 18 回 生駒市農業ビジョン推進懇話会

日 時 令和 3 年 1 1 月 2 9 日 (月)

午前 10 時

場 所 生駒市コミュニティセンター

203・204 会議室

次 第

1 開 会

2 案 件

(1) 生駒市農業ビジョン 令和 2 年度実績について

(2) 生駒市 農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の改正について

3 その他

4 閉 会

案件(1)

農業ビジョン 実績表



令和元年度～令和10年度

施策Ⅰ 稼ぐ農業のための生産者支援
（Ⅰ）地域の中心的な担い手の育成・確保

具体的な事業	内 容	市の取組	令和元年度実績	令和2年度実績
プロ農業者のリクルート強化	地域農業を支える担い手である新規就農者や法人の農業参入を促進する。	☐ 農地バンク制度の整備・活用 ☐ 農地中間管理機構と連携	人・農地プランに係る集落での説明会実施時に、農地中間管理事業について周知した。 令和2年度からの農地中間管理事業の活用に向け、区域割の設定や手続の整備を行った。	農地中間管理事業の制度利用が開始したことに伴い、広報に掲載し、周知を図った。 農地中間管理事業による利用権設定 1件 2,763㎡
		☐ 人・農地プランの策定	人・農地プランの実質化について、5集落において説明会を実施し、うち1集落ではワークショップを開催した。 ワークショップでは、土地所有者の貸出等の意向を集落で共有した。	1集落において、人・農地プランの実質化を完了した。
		☐ 就農相談	就農相談 13人	就農相談 13人
		☐ 経営相談と専門家派遣	県と連携し、農業者の経営相談に対応した。	県と連携し、農業者の経営相談に対応するとともに、農業経営者サポート協議会の専門家派遣制度の周知を図った。
		☐ 農地の積極的な斡旋	利用権設定10件 13,005㎡	利用権設定12件 25,507㎡
		☐ 農業次世代人材投資資金の交付	農業次世代人材投資資金 2人 3,000,000円	農業次世代人材投資資金 2人 3,000,000円
		☐ 設備投資資金の交付	農地活用推進事業補助金 1件 500,000円	農地活用推進事業補助金 0件
		☐ JAならけん等と連携した営農指導・相談・販売支援	JAならけんと農業者による朝市開催を支援。	JAならけんと農業者による朝市開催を支援。
認定農業者制度の推進	強くて元気な農業者のやる気を育てる、認定農業者制度を推進する。	☐ 農地バンク制度の整備・活用 ☐ 農地中間管理機構と連携 ☐ 人・農地プランの策定 ☐ 経営相談と専門家派遣	同上	同上
		☐ 認定農業者制度の周知	認定農業者制度について、ホームページを作成した。	認定新規就農者の認定期間満了時や人・農地プランの中心経営体に、認定農業者制度を案内した。
		☐ 経営改善計画策定の支援	認定農業者に係る経営改善計画認定 0件	認定農業者に係る経営改善計画認定 2件 ほか近畿農政局認定 1件
		☐ 営農相談	県と連携し、農業者の営農相談に対応した。	県と連携し、農業者の営農相談に対応した。
農地の集積・集約化の推進	農業経営規模拡大や集約したい農業者の増加を推進する。	☐ 農地バンク制度の整備・活用 ☐ 農地中間管理機構と連携 ☐ 人・農地プランの策定	同上	同上
		☐ 集落座談会の実施	集落座談会（農業委員会）の開催 13回18ヶ所	集落座談会（農業委員会）の開催 0回

（２）農業用施設の改修促進				
具体的な事業	内 容	市の取組	令和元年度実績	令和２年度実績
農業用施設の改修促進	持続的な農地、生態系の保全等を図るため、ため池や農道、水路等の農業用施設の改修を促進する。	□地域が行う農業用施設の改修事業費の一部を補助	地域が行う農業用施設の改修事業費の一部を補助した。 9ヶ所 2,796,000円	地域が行う農業用施設の改修事業費の一部を補助した。 17ヶ所 7,655,000円
		□地域が行う農業用施設改修に係る原材料支給	地域が行う農業用施設改修に係る原材料支給を実施した。 16ヶ所 1,126,952円	地域が行う農業用施設改修に係る原材料支給を実施した。 17ヶ所 1,546,380円
農業環境の整備	新規就農者や法人の農業参入時にあって、地域と話し合い、水利等の農業環境を整える。	□農業委員会・農業関係団体・市の連携による農業環境整備支援	新規就農者に対し、市及び農業委員会が連携し、地元との橋渡し役を担い、当該農業者の就農環境整備に努めた。	新規就農者に対し、市及び農業委員会が連携し、地元との橋渡し役を担い、当該農業者の就農環境整備に努めた。

（３）スマート農業の促進				
具体的な事業	内 容	市の取組	令和元年度実績	令和２年度実績
スマート農業の促進	本市の農業や農地の特徴に適したスマート農業として、ロボット・AI・IoT等の新技術を活用し、スマート農業の取組を促進する。	□ロボット・AI・IoT等の新技術活用に関する情報提供による支援	スマート農業に取り組む企業との情報交換や農業者への視察研修を実施し、情報収集に努めた。	スマート農業に関する情報収集に努めた。

（４）農地付き空き家住宅の利用促進				
具体的な事業	内 容	市の取組	令和元年度実績	令和２年度実績
就農希望者の移住・定住促進	就農希望者の移住・定住促進と遊休農地及び空き家の解消を促進する。	□「いこま空き家流通促進プラットフォーム」の活用促進	納税通知書にいこま空き家流通促進プラットフォームの案内を同封するなど、周知に努めた。 農地付き空き家の取扱件数 1件	納税通知書にいこま空き家流通促進プラットフォームの案内を同封するなど、周知に努めた。 農地付き空き家の取扱件数 0件

（５）遊休農地発生防止対策の推進				
具体的な事業	内 容	市の取組	令和元年度実績	令和２年度実績
遊休農地発生防止対策の推進	遊休農地の実態把握と発生防止・解消等に向けた現況調査を実施する。遊休農地については、所有者等に活用意向を確認する。	□農地利用状況調査の実施	遊休農地52.7ha（前年度比10.7ha増）	遊休農地55.6ha（前年度比2.9ha増）
		□遊休農地利用意向調査の実施	587人発出457人回答 農地バンク考えてもよい185人	118人発出76人回答 農地バンク考えてもよい23人
		□JAならけんと連携した遊休農地の耕作指導	-	-
		□農地中間管理機構との連携	同上	同上
		□農地バンク制度への登録	令和2年度からスタート。	農地借受希望者登録者数 5人
		□遊休農地活用事業への登録	集落座談会により、遊休農地活用事業への登録や担い手への農地集積を推進した。 登録農地：152筆 56,721㎡ 利用農地：129筆 50,406㎡	広報への掲載や大人向け農業体験を実施し、遊休農地活用事業の活用を推進した。 登録農地：154筆 57,905㎡ 利用農地：143筆 55,077㎡

施策2 販売促進のための取組

(1) 小商い農業の推進

具体的な事業	内 容	市の取組	令和元年度実績	令和2年度実績
小規模農業者の 営農意欲向上	小規模農家の営農意欲の向上を図るため、収入増につながる取組を推進する。	飲食店等の農作物ニーズの把握	飲食店やスーパーマーケットへのヒアリング 11件	いこまレストランを開催し、調理師や消費者等と意見を交換。
		収益性の高い農作物の情報提供	-	-
		JAならけん等と連携した営農指導・相談・販売支援	JAならけんと農業者による朝市開催を支援。農業祭の表彰式後、JA職員による「農業の適正使用について」講演会を開催。	JAならけんと農業者による朝市開催を支援。

(2) 地場野菜等の販売流通の促進と消費者向け情報の強化

具体的な事業	内 容	市の取組	令和元年度実績	令和2年度実績
未流通地場野菜等の流通促進	自己消費として主に自給的農家が生産している野菜等を流通するための組織を設立する。	農業者と飲食店等とのワークショップ開催	-	いこまレストランを開催し、調理師や消費者等と意見を交換。
		流通の組織化支援	朝市の会設立支援。	朝市の会運営支援。
地場野菜等の販売支援・購入機会の拡大	消費者が地場野菜等を購入できる機会の拡大を図る。	地場野菜等の取扱店周知（ホームページ掲載等）	青空市場や移動販売の開催情報を市のホームページに掲載。	青空市場や移動販売の開催情報を市のホームページに掲載。
		JAならけんと連携した青空市場の開催	JA生駒支店・南生駒出張所・北コミにてJAならけんと連携し農業者による青空市場を開催。	JA生駒支店・南生駒出張所・北コミにてJAならけんと連携し農業者による青空市場を開催。
地場野菜等の魅力推進	市民が地場野菜等の魅力を知る機会として、希望する自治会へ移動販売を行うとともに、生駒駅前のベルステージ等での販売を実施する。	農業者団体と自治会とのマッチング拡大	5自治会にて移動販売を月1回程度実施。	7自治会にて移動販売を月1回程度実施。
		地場野菜等販売支援	月1回ベルステージにて青空市場を開催。	月1回ベルステージにて青空市場を開催。
販売促進イベントの開催等	「農業祭」や「農産物品評会」などのイベントを通じて、市民に安心・安全な地場野菜等を提供し、「食」と「農」の大切さを知る機会を創出するとともに、農業者の意欲向上を図る。	「農業祭」「農産物品評会」の開催支援	令和元年11月10日・11日 農業祭を開催。品評会出品数：481点	令和2年11月14日・15日 農業祭を開催。品評会出品数：509点
		農福マルシェ開催に向け、農業者と福祉事業者とのマッチング	-	-
		地場野菜等の移動販売の機会として、市内で開催されるイベント情報を農業者団体に提供	百歳体操やこみすてなどの地域のイベントと合わせて野菜の販売を実施。	百歳体操やこみすてなどの地域のイベントと合わせて野菜の販売を実施。

（３）学校給食用食材の利用促進				
具体的な事業	内 容	市の取組	令和元年度実績	令和２年度実績
学校給食用食材の利用拡大	学校給食センターと連携し、学校給食での地場野菜等の利用を拡大する。	学校給食用食材販売価格の差額補償実施	玉ねぎ4,390kg 大根2,400kg さつまいも50kg 黒大豆20kg	玉ねぎ4,850kg 大根2,180kg さつまいも85kg 黒大豆60kg
		学校給食納入のための生産者による組織化を支援	給食出荷者の会議を開催し、出荷量等を調整した。	給食出荷者の会議を開催し、出荷量等を調整した。

（４）生駒の農作物のブランド化（特産品づくり）				
具体的な事業	内 容	市の取組	令和元年度実績	令和２年度実績
生駒の農作物のブランド化(特産品づくり)	生駒市独自の特産品づくりの取組を促進する。	特産品づくりの取組支援	ふるさと納税出品されている農畜産物 いちご 2人 米 2人 はちみつ 1人	ふるさと納税出品されている農畜産物 いちご 2人 ぶどう 1人 米 3人 はちみつ 1人 黒豆（加工品含む） 1人
		インターネット等を活用した特産品PR	ふるさと納税サイトに掲載。	ふるさと納税サイトに掲載。
		JAならけん等と連携した営農指導・相談・販売支援	同上。	同上。

（５）地場野菜等の6次産業化の促進				
具体的な事業	内 容	市の取組	令和元年度実績	令和２年度実績
地場野菜等の6次産業化	農商工連携による、地場野菜等の6次産業化を促進する。	県等関係機関との連携による事業化に向けた取組支援	流通業者等異業種との交流会やセミナーなどの開催や、経営改善に向けた支援をしている奈良6次産業化サポートセンターの活用を推進。	支援対象者に対し、経営改善に向けた支援をしている奈良6次産業化サポートセンターの活用を推進。
		商工業者とのマッチング		

施策3 鳥獣被害への徹底した対応

(1) 有害鳥獣被害防止対策の促進

具体的な事業	内 容	市の取組	令和元年度実績	令和2年度実績
地域が行う有害 獣被害防止対策 の促進	農業者の営農意欲減退につながる有害獣による農作物被害を防ぐため、有害獣が里にでてこないようにする生態系管理と効果的な駆除など、地域ぐるみで行う被害の防止対策を促進する。	地域勉強会の開催	2集落において、鳥獣害対策勉強会を開催。	1集落において、鳥獣害対策勉強会を開催。
		地域ワークショップ開催	人・農地プランに係るワークショップにおいて、広域柵設置について検討。	イノシシ対策の専門事業者、猟友会、金融機関、イノシシ肉の加工業者等が集まり、被害防止対策や捕獲したイノシシの有効活用について、意見交換を行った。
		防除柵設置計画作成支援	防除柵用資材の支給にあたり、設置箇所等の計画作成を支援。	1集落の人・農地プランにおいて、集落での広域柵の設置を盛り込む。
		イノシシ捕獲檻の貸出	70基	77基
		イノシシ捕獲奨励金支給	イノシシ捕獲頭数177頭 鳥獣被害防止総合交付金（国） 1,218,000円(7,000円×174頭) 生駒市有害鳥獣捕獲事業奨励金 猟友会 1,172,600円(2,200円×年間出動延べ人数) 農家区・自治会 106,000円(2,000円×53頭)	イノシシ捕獲頭数213頭 鳥獣被害防止総合交付金（国） 1,337,000円(7,000円×191頭) 生駒市有害鳥獣捕獲事業奨励金 猟友会 1,172,600円(2,200円×年間出動延べ人数) 農家区・自治会 136,000円(2,000円×68頭)
		イノシシ防除柵材料支給	3ヶ所 2,810m	3ヶ所 1,025m
農業者等が行う 有害獣被害防止 対策の促進	農作物等被害を防ぐため、防除柵の設置やイノシシ捕獲を促進する。	防除柵や捕獲檻の設置費用の一部補助	防除柵 73件 2,012,170円 捕獲檻 1件 50,000円	防除柵 71件 1,548,430円 捕獲檻 1件 13,310円
		狩猟免許取得費用の一部補助	3件 30,800円	2件 22,200円
イノシシ以外の 有害鳥獣被害防 止対策の促進	農作物や市民生活などへの被害を防ぐため、被害防止対策を促進する。	捕獲檻の貸出	63基	64基
		捕獲獣の処分	アライグマ 157匹 ハクビシン 6匹	アライグマ 175匹 ハクビシン 9匹
		捕獲許可	イタチ捕獲許可 4件	イタチ捕獲許可 3件

(2) 里山林の管理強化による鳥獣被害の抑制

具体的な事業	内 容	市の取組	令和元年度実績	令和2年度実績
里山林の管理強化による鳥獣被害の抑制	生活スタイルの変化などにより荒廃した里山林の管理を強化し、景観整備及び鳥獣被害の抑制に努める。	地域ワークショップ開催	同上	同上
竹林の保全・整備・活用	放置竹林となった市内の竹林整備を行い、鳥獣被害を抑制するとともに、農地等への竹林拡大を抑止し、良好な住環境の形成と景観の向上を図る。	森林環境譲与税の活用	森林整備計画策定に向け、基礎資料としての森林現況調査を実施し、樹種ごとの分布状況を把握。	森林経営管理制度の対象となる森林の現状を把握するため、森林の分布、種類並びに管理状況に係る現地調査を実施。
		森林全体現況調査	森林現況調査を実施。	令和元年度で完了。
		土地所有者との整備協議	-	-
		森林ボランティアの育成	-	-
		竹林整備・活用	-	関係団体と整備・活用方法について、協議を開始。

(3) 有害獣による被害状況の把握

具体的な事業	内 容	市の取組	令和元年度実績	令和2年度実績
有害獣による被害状況の把握	地域からの被害情報などにより、有害獣による被害状況を把握し、効果的な防止対策を促進・推進する。	捕獲実績、防除柵等の基礎データ整備	捕獲実績、防除柵等の基礎データ作成。	捕獲実績、防除柵等の基礎データ更新。
		被害状況アンケートの実施	農業者への被害状況アンケートの実施。	農業者への被害状況アンケートの実施。
		大学等の研究機関との連携	-	イノシシ対策の専門事業者、猟友会、金融機関、イノシシ肉の加工業者等が集まり、被害防止対策や捕獲したイノシシの有効活用について、意見交換を行った。

施策4 農業を切り口にした まちづくり・コミュニティづくり

(1) 生産者と消費者の結びつき強化

具体的な事業	内 容	市の取組	令和元年度実績	令和2年度実績
地域の「食」と「農」の未来を考えるワークショップ開催	10年後・20年後の「食」と「農」の将来像を総合的に考えるワークショップを開催する。	「食と農の未来会議」の開催	-	参加者同士のつながりを促し、新しい生産ルートや事業、地産地消の推進などのアイデアを発掘するためのワークショップ「いこまレストラン」を開催。

(2) 農業による地域活性化の推進

具体的な事業	内 容	市の取組	令和元年度実績	令和2年度実績
農業者団体と自治会との連携による地域活性化の推進	地場野菜等の自治会への移動販売の強化により、地域の活性化を図る。	農業者団体と自治会とのマッチング拡大	5自治会での移動販売を実施。	7自治会での移動販売を実施。
		地場野菜等販売支援		

(3) 食農教育と環境にやさしい農業の促進・推進

具体的な事業	内 容	市の取組	令和元年度実績	令和2年度実績
食農教育の促進・推進	幼少期からの食農教育として、農業体験を促進するとともに、子育て世代の親子料理教室や定年退職者向けの男の料理教室を促進する。	農業者と保育園・幼稚園とのマッチング	福祉事業者によるにんじんジャム等の6次産業製品の納入。	福祉事業者によるにんじんジャム等の6次産業製品の納入。
		親子ふれあい農業体験の実施	申込者28組 田植え・稲刈り・発表会に加えて餅つき体験を実施。	申込者26組 田植え・稲刈り・発表会を実施。
		料理教室開催支援	-	-
環境にやさしい農業の促進	消費者のオーガニック志向等に対応した、有機農業やエコファーマー等の促進	有機農業等のメリット等の啓発	エコファーマー 2名	エコファーマー 2名
		有機農業等認定者の周知		

(4) 農とのふれあいの推進

具体的な事業	内 容	市の取組	令和元年度実績	令和2年度実績
市民農園の実施	農作業を通じて市民が土に親しみ、農業に対する理解を深める場として開設している「市民農園」を継続する。	市民農園の実施	北地区市民農園 利用区画 46/95区画 西地区市民農園 利用区画 68/70区画 南地区市民農園 利用区画 44/53区画	北地区市民農園 利用区画 43/95区画 西地区市民農園 利用区画 66/70区画 南地区市民農園 利用区画 38/53区画
		JAならけんと連携した農作物の育成相談	-	-
体験型市民農園等の開設促進	レクリエーションや生きがいの場として、農業者や企業が開設する市民農園の促進に取り組む。	農業者等が整備する市民農園の開設等の支援	特定農地貸付け法に基づく、事業者による市民農園 1ヶ所	特定農地貸付け法に基づく、事業者による市民農園 1ヶ所

（５）市民等による遊休農地活用

具体的な事業	内 容	市の取組	令和元年度実績	令和２年度実績
農業を通じたひきこもり等の自立促進	農作業を通じて、ニート、ひきこもり等の困難を抱える子ども・若者の自立した就労を促進する。	「生駒市子ども・若者支援ネットワーク」の充実	農作業受け入れ農家の紹介。	-
企業のCSR活動等での農地活用の促進	企業の社会貢献活動として、遊休農地活用を促進する。	企業の福利厚生やCSR活動の支援	遊休農地活用事業により、個人だけでなく、スポーツ団体や福祉団体による農地活用もされている。	遊休農地活用事業により、個人だけでなく、スポーツ団体や福祉団体による農地活用もされている。
楽農に取り組む人材育成の推進	健康づくりや生きがいづくりとしての、農地活用を推進するため、農の人材育成に取り組む。	「農の楽校」の開催	-	市民のライフスタイルの選択肢を増やすためのイベント「スタイリングウィーク」において、大人向け農業体験を実施。
まちなかの地域住民による遊休農地活用の促進	住宅地と隣接する遊休農地において、コミュニティづくりの一環として、楽しみながら取り組む地域での農業を促進する。	遊休農地の斡旋	農地パトロールの結果、遊休農地と判断される農地について、所有者に意向調査を実施し、遊休農地活用事業への登録を推進。利用者は広報誌やホームページへの掲載により募集。	農地パトロールの結果、遊休農地と判断される農地について、所有者に意向調査を実施し、遊休農地活用事業への登録を推進。利用者は広報誌やホームページへの掲載により募集。
		地域で取り組む仕組みづくり	-	-
遊休農地活用事業の推進	遊休農地所有者から市が農地を借り上げ、耕作ができる市民に無償で貸し出すことにより、農地の有効活用を推進する。	遊休農地活用事業の積極的なPR	人・農地プランに係る説明会やワークショップ、ならびに農業祭においてPR。	HPや広報でPR。
		営農相談	営農指導員により、遊休農地活用事業利用者等の相談対応を実施。	営農指導員により、遊休農地活用事業利用者等の相談対応を実施。
		利用開始時に草刈り、耕耘等の費用の一部補助	遊休農地活用事業利用者に対する、草刈り及び耕耘補助 2件 30,000円	遊休農地活用事業利用者に対する、草刈り及び耕耘補助 0件
都市農地保全の促進	都市農地を保全し、都市と緑・農の共生したまちづくりを促進する。	所有者の意向に基づく「特定生産緑地」の指定	令和2年度から指定。	指定面積：約4.2ha 令和4年に生産緑地地区の都市計画決定から30年を経過するもの：約33.6ha

（６）農福連携の促進

具体的な事業	内 容	市の取組	令和元年度実績	令和２年度実績
農業・福祉の連携拡大	農業と福祉の連携を促進し、地域農業の活性化と障がい者の就労支援の充実を図る。	福祉事業者と障がい者向け農作業体験の実施	障がい者職場体験受け入れ事業として、市民農園の草刈りを実施。	障がい者職場体験受け入れ事業として、市民農園の草刈りを予定していたが、中止。
		就労訓練としての農業活用		

成果指標

[illegible]

案件（２）

農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想

（案）

令和 年 月

生 駒 市

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

- 1 本市は、奈良県の北西部、近畿のほぼ中央に位置し、生駒山系と矢田丘陵など山々に囲まれ、やや少雨で比較的温暖な気候条件と、大都市との近接性を背景に水稻、野菜、黒大豆等の農業生産が展開されてきた。

今後は、本市農業の特性を踏まえながら、担い手を中心に施設等による高収益性の作目や作型の導入を進め、産地化の形成を推進する。また、小規模の経営体についても、担い手とともに地域を支えているという実情を踏まえ、営農の継続が図られるよう配慮する。さらに農外企業の参入や、定年退職者などシニア世代の農業への参画、農業法人等での雇用就農、農福連携による障がい者雇用や作業委託、農業を副業的に営む経営体などの新規参入についても拡大を図っていく。

- 2 農業構造については、都市的土地需要が拡大し、また兼業農家が増加した。近年、農業者の高齢化、これに伴う担い手不足、遊休農地の増加等が深刻化している。また、都市化の進行に伴い、地域の環境は悪化傾向にある。

近年、都市住民からは、新鮮で安全安心な農作物の需要が高まる中で、農地の資産的保有傾向が強くなり、兼業農家から規模的拡大を志向する農家への流動化は、これまで顕著な進展をみないまま推移してきた。しかし、最近になって兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

また、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で一部遊休化したものが近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼす恐れがある。

- 3 このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的には、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）などの担い手については、主たる従事者1人当たり、地域の他産業従事者と均衡した年間労働時間である概ね2,000時間を目標とするとともに、他産業従事者の所得（退職金等を含む）に相当する概ね360万円を年間農業所得の目標とする。

- 4 将来の本市農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮し、農業者又は農業に係る団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

これには、奈良県農業協同組合、生駒市農業委員会、県北部農業振興事務所等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、生駒市地域農業再生協議会を活用し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。更に、望ましい経営を目指す

農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して上記の生駒市地域農業再生協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、生駒市農業委員会などが中心となり掘り起こし活動を強化するとともに、農地中間管理事業も活用し、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、農地の流動化に関しては、全市的に展開し集団化・連担化した条件で担い手に農地が利用集積されるよう努める。

特に、近年、増加傾向にある耕作放棄地については、今後、耕作放棄地となる恐れがある農地を含め、農業上の利用を図る農地とそれ以外の農地とに区分し、農業上の利用の増進を図る農地については、認定農業者等への利用集積を図るなど、積極的に耕作放棄地の発生防止及び解消に努める。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、県北部農業振興事務所の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作物（以下「戦略的作物」という。）の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図る。さらに、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

また、今後も持続的に農業経営の展開を図るために環境へ配慮した農業への取組を進め、エコファーマーの育成に努めていく。

農業の経営を家族の話し合いと男女共同参画によって充実・成長させるために家族経営協定の締結を推進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、生駒市農業委員会の支援による農地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、農地中間管理事業その他支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、地域の面的事業の実施に当たっても当該実施地区において経営を展開している認定農業者

にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営育成の観点から十分な検討を行う。

- 5 生駒市地域農業再生協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農協支店単位の研修会の開催等を県北部農業振興事務所の協力の下、実施する。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

- 6 農業を支える担い手の確保・育成は、農業を魅力とやりがいのある職業とし、農業後継者は勿論のこと、地域農業の維持・発展のために、非農家や他産業などから新たに農業経営を営もうとする青年等（以下、新規就農者という。）を確保し、確実に地域に定着することが重要であり、新たな担い手を支援することにより、本市の農業の健全な発展を図るものとする。

意欲ある担い手への農地の集積については、農地中間管理事業を活用し、必要に応じて担い手が活用しやすい形で条件整備等を図り、担い手の農地の基盤強化を支援する。

新規就農者については、主たる従事者 1 人当たり、年間労働時間は概ね 2,000 時間を目標とするとともに、施設・機械等の初期投資がかさむことを考慮し、概ね 250 万円を年間農業所得の目標とする。

特に法第 14 条の 4 第 1 項の青年等就農計画の認定制度については、本制度を新規就農者の育成施策の中心に位置づけ、生駒市農業委員会の支援による農地利用のこれら認定新規就農者への集積は勿論のこと、その他の支援措置についても認定新規就農者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。具体的な青年等就農計画の認定は以下のとおり実施する。

- (1) 本市の区域内において新たに農業経営を営もうとする青年等は、青年等就農計画を作成し、これを本市に提出して、その青年等就農計画が適当である旨の認定を受けることができるものとする。
- (2) 本市は提出された就農計画の内容が基本構想に照らし、適切なものであること等の要件に適合するものであると認めるときは、その計画を認定するものとする。
- (3) 就農希望者に対して本市では就農に対する相談や研修、就農計画の作成支援などを行い、新規就農を促進するとともに、就農後については定着促進に向けたフォローアップ体制等を整備する。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

- 1 第1 の3に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個別経営体]

(農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
<u>イチゴ</u> <u>専作</u> <u>(土耕)</u>	<作付面積等> <u>12月どり 30 a</u> <経営耕地面積> <u>36 a</u>	<資本装備> <u>パイプハウス 30 a</u> <u>育苗ハウス 6 a</u> <u>倉庫・作業舎 50㎡</u> <u>保冷库 1 坪</u> <u>トラクター 20ps 1台</u>	・複式簿記記帳の 実施による経営 と家計の分離 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づ く給料制・休日制の 実施 ・農繁期の臨時雇用の 確保
<u>イチゴ</u> <u>専作</u> <u>(高設栽培)</u>	<作付面積等> <u>12月どり 30a</u> <経営耕地面積> <u>36a</u>	<資本装備> <u>パイプハウス 30 a</u> <u>育苗ハウス 6 a</u> <u>高設ベンチ 30 a 分</u> <u>温湯暖房機 3 台</u> <u>倉庫・作業舎 50㎡</u> <u>保冷库 1 坪</u> <その他> <u>・軽作業化のため高設ベン チの導入</u>		
<u>イチゴ</u> <u>+トマト</u>	<作付面積等> <u>イチゴ</u> <u>12月どり 30 a</u> <u>トマト</u> <u>半促成 30 a</u> <経営耕地面積> <u>36 a</u>	<資本装備> <u>パイプハウス 30 a</u> <u>育苗ハウス 6 a</u> <u>トラクター 20ps 1台</u> <u>倉庫・作業舎 50㎡</u> <u>保冷库 1 坪</u> <その他> <u>・トマト接ぎ木苗の導入</u>		

<u>ナス専作</u>	<u><作付面積等></u> <u>夏秋ナス 20 a</u> <u>半促成ナス 20 a</u> <u>水稻 50 a</u> <u><経営耕地面積></u> <u>90 a</u>	<u><資本装備></u> <u>パイプハウス 20 a</u> <u>トラクター 20ps 1台</u> <u>田植機 4条 1台</u> <u>コンバイン 2条 1台</u> <u>倉庫・作業舎 50㎡</u> <u><その他></u> <u>・夏秋ナスは水稻と輪作して連作障害を回避</u>		
<u>施設軟弱</u> <u>(ホウレンソウ</u> <u>+ミズナ)</u>	<u><作付面積等></u> <u>ホウレンソウ 160 a</u> <u>ミズナ 40 a</u> <u><経営耕地面積></u> <u>40 a</u>	<u><資本装備></u> <u>パイプハウス 40 a</u> <u>トラクター 20ps 1台</u> <u>倉庫・作業舎 50㎡</u> <u><その他></u> <u>・ホウレンソウは年間4作</u>		
<u>施設軟弱</u> <u>(コマツナ)</u>	<u><作付面積等></u> <u>コマツナ 300 a</u> <u><経営耕地面積></u> <u>60 a</u>	<u><資本装備></u> <u>パイプハウス 60 a</u> <u>トラクター 20ps 1台</u> <u>倉庫・作業舎 50㎡</u> <u>保冷库 2坪</u> <u><その他></u> <u>・コマツナは年間5作</u>		
<u>ネギ専作</u>	<u><作付面積等></u> <u>葉ネギ 270 a</u> <u><経営耕地面積></u> <u>91.2 a</u>	<u><資本装備></u> <u>育苗ハウス 1.2 a</u> <u>トラクター 20ps 1台</u> <u>移植機 4条 1台</u> <u>トラック 1.5t 1台</u> <u>倉庫・作業舎 100㎡</u> <u><その他></u> <u>・移植栽培による年間3作</u>		

2 新たな農業経営を営もうとする青年等の確保・育成

新規就農者が第1の6に示した目標を達成するために目指すべき農業経営の指標として、過去の新規就農者の事例等を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次の通りである。

野菜経営				
営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
イチゴ 専作 (土耕)	<作付面積等> イチゴ <u>12月どり 15a</u> <経営耕地面積> <u>19a</u>	<資本装備> パイプハウス <u>15a</u> 育苗ハウス <u>4a</u> <u>トラクター20ps 1台</u> <u>倉庫・作業舎 50㎡</u> <u>保冷库 1坪</u> <その他> <u>・土耕栽培により初期費用を軽減</u>	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制・休日制の実施
イチゴ (土耕) ＋ナス	<作付面積等> イチゴ <u>12月どり 15a</u> ナス 夏秋栽培 <u>5a</u> <経営耕地面積> <u>24a</u>	<資本装備> パイプハウス <u>15a</u> 育苗ハウス <u>4a</u> トラクター20ps <u>1台</u> <u>倉庫・作業舎 50㎡</u> <u>保冷库 1坪</u> <その他> <u>・イチゴは土耕栽培により初期費用を軽減</u>		
施設軟弱 (ホウレンソウ ＋ミズナ)	<作付面積等> ホウレンソウ <u>120a</u> ミズナ <u>30a</u> <経営耕地面積> <u>30a</u>	<資本装備> パイプハウス <u>30a</u> トラクター <u>20ps 1台</u> <u>倉庫・作業舎 50㎡</u> <その他> ・ホウレンソウは年間4作		

施設軟弱 (コマツナ)	<作付面積等> コマツナ <u>150 a</u> <経営耕地面積> <u>30 a</u>	<資本装備> パイプハウス <u>30 a</u> トラクター <u>20ps</u> <u>1 台</u> 倉庫・作業舎 <u>50 m²</u> <u>保冷库</u> <u>2 坪</u> <その他> ・コマツナは年間 <u>5 作</u>		
----------------	---	---	--	--

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積に関する目標 その他農地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占める面積シェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の <u>農用地</u> の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標
面積シェア 5.0 %

2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

都市化の進展に伴う都市的土地需要の拡大と米の生産調整に伴う土地利用の関係により、従来から培われてきた地域農業の形態が大きく変容している。また、自立農家層と零細規模農家層の分極化、安定的な農外就業、兼業化の定着の中で農家数と耕地面積は、共に年々減少の傾向にある。このような情勢の中、農業後継者の育成を進める一方で、農地の集約等による経営の合理化、土地利用の効率化を推進する。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び認定農業者等への農地の利用集積等の将来の農地利用のビジョン

農業のあり方を地域内で合意形成する人・農地プランの実質化を進め、実質化した人・農地プランに基づき、関係市町村との連携や農地中間管理事業の活用により担い手への農地の集積・集約化を進め、地域農業の維持発展を目指す。

(3) 将来の農地利用ビジョン実現に向けた具体的な取組内容及び関係機関及び関係団体との連携等 本市の将来の農地利用ビジョンの実現を図るため、以下の施策等を積極的に推進することとする。

① 認定農業者、集落営農組織、法人等効率的かつ安定的な経営体の育成

- ② 地域の実情にあわせた多様な担い手の育成
- ③ ブロックローテーションの推進及び戦略的作物の導入

④ 農地中間管理事業の活用

なお、これらの施策の円滑な推進のため関係機関との間で農地に係る情報提供の共有化を進めるとともに、関係各課、生駒市農業委員会、奈良県農業協同組合、北倭土地改良区、生駒市地域農業再生協議会等による指導体制の整備を行う。

第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

奈良県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第4 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ①利用権設定等促進事業
- ②農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ③その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施する。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(イ)から(エ)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあつては、(イ)、(エ)に掲げる要件のすべて）を備えること。

- (イ) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- (イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
- (ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
- (エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあつては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用す

るため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができると認められること。

- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

- ③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項に掲げる農地中間管理事業を行う農地中間管理機構が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理機構が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

- ④ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

なお、このことを担保するため、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等を行うことについて市長に確約書を提出すること。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

なお、「業務を執行する役員」とは、会社法（平成17年法律第86号）上の取締役のほか、理事、執行役、支店長等組織名であって、実質的に業務執行についての権限を有し、地域との調整役として責任を持って対応できる者をいう。その確認のため、法人の登記事項証明、法人の代表者が発行する証明書等を市長へ提出すること。

- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項第2号チに掲げるものを除く）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地の全てについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、

かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙１のとおりとする。

（２）利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙２のとおりとする。

（３）開発を伴う場合の措置

- ① 開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者(地方公共団体を除く。)から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」(平成２４年５月３１日付け２４経営第５６４号農林水産省経営局通知。以下「基本要綱」という。)様式第７号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② ①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
- ア 当該開発事業の実施が確実であること。
- イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
- ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

（４）農用地利用集積計画の策定時期

- ① 法第６条の規定による基本構想の承認後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める。
- ② （５）の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、農用地利用集積計画を定める。
- ③ 農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の３０日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

（５）要請及び申出

- ① 農業委員会は、認定農業者等で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者等に対する利用権設定等の調整が調ったときは、本市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 本市の全部又は一部を管轄する土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農用地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、基本要綱様式第8号により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、基本要綱様式第8号により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ 本市は、①～③において関係団体等に対し、農用地の利用権の調整に際しては、農地中間管理機構と密接に連携を図り、農地中間管理機構を経由して利用権の設定を行うことを最優先に調整が行われるよう求めるものとする。
- ⑤ ②、③に定める申出を行う場合において、（4）の③の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

（6）農用地利用集積計画の作成

- ① （5）の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② （5）の②、③の規定による土地改良区又は農業協同組合からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があった場合は、第一に農地中間管理事業を活用するよう促すものとし、利用権設定等の調整が調ったときは、本市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるにあたっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

（7）農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

なお、その者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農業協同組合等を除く。）である場合には、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。

- ③ ①に規定する者に②に規定する土地についての利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者である場合には、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
- ⑦ ①に規定する者が法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者である場合には、毎年、次に掲げる事項が記載された報告書を参考資料（法人である場合は定款の写しも）を添えて市長に報告する旨
- ア ①に規定する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- イ ①に規定する者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積
- ウ イの農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収
- エ ①に規定する者が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼしている影響
- オ 地域の農業における他の農業者との役割分担
- カ ①に規定する者が法人である場合には、その法人の業務を執行する役員のうち、①が行う耕作の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びに①の行う耕作又は養畜の事業への従事状況
- キ その他参考となるべき事項
- ⑧ ①に規定する者が法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者である場合には、撤退した場合の混乱を避けるため次に掲げる事項（実行する能力があるかについて確認して記載）
- ア 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
- イ 原状回復の費用の負担者
- ウ 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め及び担保措置
- エ 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- オ その他、撤退した場合の混乱を防止するための取決め
- ⑨ ①に規定する者の農業経営の状況

（８）同意

農用地利用集積計画の案を作成したときは、（７）の②に規定する土地ごとに（７）の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。ただし、数人の共有

に係る土地について利用権（その存続期間が20年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

（9）公告

農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は（5）の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち（7）の①から⑧までに掲げる事項を本市の掲示板への掲示により公告する。

（10）公告の効果

（9）の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

（11）利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

（12）紛争の処理

利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

（13）賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた者に対する勧告

市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、（9）で公告した農用地利用集積計画の定めるところにより賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた法第18条第2項第6号に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告する。

- ① その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。
- ② その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。
- ③ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

（14）農用地利用集積計画の取消し

本市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち以下に係る賃貸借又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消す。

- ① （9）で公告した農用地利用集積計画の定めるところにより賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた法第18条第2項第6号に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

② (13)の勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

(15) 取消の公告

(14)の取消しをしたときは、(14)の①及び②に係る賃貸借又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を本市の掲示板への掲示により公告する。

なお、この公告により(14)による取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

また、農業委員会はその農用地の適正かつ効率的な利用が図られない恐れがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての権利の設定のあつせん等の働きかけ等を行う。

2 農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

1に掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。

イ 地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

奈良県農業協同組合、生駒市農業委員会、県北部農業振興事務所、北倭土地改良区、水利組合、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

生駒市農業委員会、奈良県農業協同組合、北倭土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、生駒市地域農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力する。

第5 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

1 この基本構想は、平成27年9月10日から施行する。

2 令和 年 月 日改正

別紙１（第４の１（１）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定を受けた後において、法第１８条第２項第２号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める用件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- （１）地方自治法（昭和２２年法律第６７号）[第１条の３](#)の規定による地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和２７年政令第４４５号）[第２条第２項第１号](#)に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令[第２条第２項第３号](#)に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○ 対象土地を[農用地](#)（開発して[農用地](#)とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の[農用地](#)を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合。

・・・法第１８条第３項第２号イに掲げる事項

○ 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

- （２）農業協同組合法[第７２条の１０第１項第２号](#)の事業を行う農事組合法人（[農地所有適格法人](#)である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和５３年法律第３６号）第９３条第２項第２号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を[農用地](#)以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○ 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

- （３）土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第２条第２項各号に掲げる（同項第６号の掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和３６年政令第３４６号）第１条第７号若しくは第８号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

別紙２ （第４の１（２）関係）

I **農用地**（開発して**農用地**とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃貸借又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合。

① 存続期間（又は残存期間）	② 借 賃 の 設 定 基 準
1. 存続期間は3年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でないと認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。 2. 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。 3. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の途中において解約する場合には相手方の同意を要する旨を定めとする。	1. 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会から提供される貸借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。 2. 採草牧草地については、その採草牧草地の近隣の採草牧草地の借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、採草牧草地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、採草牧草地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。 3. 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。 4. 借賃を金銭以外のものとする場合にはその借賃は、その金額に換算した額が、上記1～3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。 この場合において、その金銭以外のものとする借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け12経営第1153農林水産事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。
③ 借 賃 の 支 払 方 法	④ 有 益 費 の 償 還
1. 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。 2. 1の支払は、賃借人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合には、賃借人の住所に持参して支払うものとする 3. 借賃を金銭以外のものとした場合には、原則として毎年一定の期日までに該当年に係る借賃の支払等を履行するものとする。	1. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。 2. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地のために費やした金額又はその時における当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申し出に基づき生駒市が認定した額をその費やした金額又は増加額とする旨定めるものとする。

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上利用を目的とする賃借権又は使用貸借権による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借 賃 の 設 定 基 準
I の①に同じ。	1. 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2. 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3. 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、I の②の3と同じ。
③ 借 賃 の 支 払 方 法	④ 有 益 費 の 償 還
I の③に同じ。	I の④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 残 続 期 間	② 損 益 の 算 定 基 準
I の①に同じ。	1. 作目毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2. 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。
③ 損 益 の 決 済 方 法	④ 有 益 費 の 償 還
I の③に同じ。 この場合において、I の③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃借人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	I の④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

① 対 価 の 算 定 基 準	② 対 価 の 支 払 基 準
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価格に<u>比準</u>して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	<u>農用地</u>利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。
③ 所有権の移転の時期	
<u>農用地</u>利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該<u>農用地</u>利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払い期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る<u>農用地</u>利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。 なお、農業者年金基金が所有権の移転を行う場合の取り扱いについては、農業者年金基金の定めるところによるものとする。	

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想
新旧対照表

改正後	改正前
第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標 1 <u>本市は、奈良県の北西部、近畿のほぼ中央に位置し、生駒山系と矢田丘陵など山々に囲まれ、やや少雨で比較的温暖な気候条件と、大都市との近接性を背景に水稻、野菜、黒大豆等の農業生産が展開されてきた。</u> 今後は、本市農業の特性を踏まえながら、担い手を中心に施設等による高収益性の作目や作型の導入を進め、産地化の形成を推進する。また、<u>小規模の経営体についても、担い手とともに地域を支えているという実情を踏まえ、営農の継続が図られるよう配慮する。さらに農外企業の参入や、定年退職者などシニア世代の農業への参画、農業法人等での雇用就農、農福連携による障がい者雇用や作業委託、農業を副業的に営む経営体などの新規参入についても拡大を図っていく。</u> 2 農業構造については、都市的土地需要が拡大し、また兼業農家が増加した。近年、農業者の高齢化、これに伴う担い手不足、遊休農地の増加等が深刻化している。また、都市化の進行に伴い、地域の環境は悪化傾向にある。 近年、都市住民からは、新鮮で安全安心な農作物の<u>需要が高まる</u>中で、農地の資産的保有傾向が強くなり、兼業農家から規模的拡大を志向する農家への流動化は、これまで顕著な進展をみないまま推移してきた。しかし、最近になって兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。 また、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で一部遊休化したものが近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼす恐れがある。 3 このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。	第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標 1 奈良県の北西部に位置し、京阪奈に囲まれた近畿のほぼ中央に位置し、生駒山系と矢田丘陵など山々に囲まれ、やや少雨で比較的温暖な気候条件と、大都市との近接性を背景に水稻、野菜、黒大豆等の農業生産が展開されてきた。 今後は、本市農業の特性を踏まえながら、担い手を中心に施設等による高収益性の作目や作型の導入を進め、産地化の形成を推進する。また、<u>経営規模の拡大を志向する農家と施設園芸による集約的経営を展開する農家との間で、労働力提供、農地の貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展を目指す。</u> 2 農業構造については、都市的土地需要が拡大し、また兼業農家が増加した。近年、農業者の高齢化、これに伴う担い手不足、遊休農地の増加等が深刻化している。また、都市化の進行に伴い、地域の環境は悪化傾向にある。 近年、都市住民からは、新鮮で安全安心な農作物の<u>供給等の要望が高い</u>中で、農地の資産的保有傾向が強くなり、兼業農家から規模的拡大を志向する農家への流動化は、これまで顕著な進展をみないまま推移してきた。しかし、最近になって兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。 また、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で一部遊休化したものが近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼす恐れがある。 3 このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

改正後	改正前
具体的には、<u>農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）などの担い手については、主たる従事者1人当たり、地域他産業従事者と均衡した年間労働時間である概ね2,000時間を目標とするとともに、他産業従事者の所得（退職金等を含む）に相当する概ね360万円を年間農業所得の目標とする。</u> 4 将来の本市農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮し、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。 これには、奈良県農業協同組合、生駒市農業委員会、<u>県北部農業振興事務所</u>等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、生駒市地域農業再生協議会を活用し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して上記の生駒市地域農業再生協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。 次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、生駒市農業委員会などが中心となり掘り起こし活動を強化する<u>とともに、農地中間管理事業も活用し、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。</u> また、農地の流動化に関しては、全市的に展開し集団化・連担化した条件で担い手に農地が利用集積されるよう努める。 特に、近年、増加傾向にある耕作放棄地については、今後、耕作放棄地となる恐れがある農地を含め、農業上の利用を図る農地とそれ以外の農地とに区分し、農業上の利用の増進を図る農地については、<u>認定農業者</u>等への利用集積を図るな	具体的には、<u>育成すべき効率的かつ安定的な農業経営体</u>については、<u>県内において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域他産業従事者と均衡する年間労働時間(主たる従事者1人当たり概ね2,000時間)の水準を達成しつつ、地域他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得(主たる従事者1人当たり概ね350万円)を確保することができるとような農業経営を育成し、地域における農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。</u> 4 将来の本市農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮し、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。 これには、奈良県農業協同組合、生駒市農業委員会、<u>県北部農林振興事務所</u>等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、生駒市地域農業再生協議会を活用し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して上記の生駒市地域農業再生協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。 次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、生駒市農業委員会などが中心となり掘り起こし活動を<u>強化する。</u> また、農地の流動化に関しては、全市的に展開し集団化・連担化した条件で担い手に農地が利用集積されるよう努める。 特に、近年、増加傾向にある耕作放棄地については、今後、耕作放棄地となる恐れがある農地を含め、農業上の利用を図る農地とそれ以外の農地とに区分し、農業上の利用の増進を図る農地については、<u>農業経営基盤強化促進法（昭和55</u>

改正後	改正前
ど、積極的に耕作放棄地の発生防止及び解消に努める。 さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、<u>県北部農業振興事務所</u>の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目（以下「戦略的作物」という。）の導入を推進する。 また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、<u>農地所有適格法人</u>等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図る。さらに、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。 また、今後も持続的に農業経営の展開を図るために環境へ配慮した農業への取組を進め、エコファーマーの育成に努めていく。 農業の経営を家族の話し合いと男女共同参画によって充実・成長させるために家族経営協定の締結を推進する。 なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。 特に法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、生駒市農業委員会の支援による農地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、<u>農地中間管理事業</u>その他支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図	<u>年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）等への利用集積を図るなど、積極的に耕作放棄地の発生防止及び解消に努める。</u> さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、<u>県北部農林振興事務所</u>の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目（以下「戦略的作物」という。）の導入を推進する。 また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、<u>農業生産法人</u>等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図る。さらに、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。 また、今後も持続的に農業経営の展開を図るために環境へ配慮した農業への取組を進め、エコファーマーの育成に努めていく。 農業の経営を家族の話し合いと男女共同参画によって充実・成長させるために家族経営協定の締結を推進する。 なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。 特に法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、生駒市農業委員会の支援による農地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

改正後	改正前
るものとする。 さらに、地域の面的事業の実施に当たっても当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。 5 生駒市地域農業再生協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農協支店単位の研修会の開催等を<u>県北部農業振興事務所</u>の協力の下、実施する。 なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。 6 農業を支える担い手の確保・育成は、農業を魅力とやりがいのある職業とし、農業後継者は勿論のこと、地域農業の維持・発展のために、非農家や他産業などから新たに農業経営を営もうとする青年等（以下、新規就農者という。）を確保し、確実に地域に定着することが重要であり、新たな担い手を支援することにより、本市の農業の健全な発展を図るものとする。 意欲ある担い手への農地の集積については、<u>農地中間管理事業を活用し、必要に応じて担い手が活用しやすい形で条件整備等を図り、担い手の農地の基盤強化を支援する。</u> 新規就農者については、<u>主たる従事者1人当たり、年間労働時間は概ね2,000時間を目標とするとともに、施設・機械等の初期投資がかさむことを考慮し、概ね250万円を年間農業所得の目標とする。</u> 特に<u>法第14条の4第1項</u>の青年等就農計画の認定制度については、本制度を新規就農者の育成施策の中心に位置づけ、生駒市農業委員会の支援による農地利用のこれら認定新規就農者への集積は勿論のこと、その他の支援措置についても<u>認定新規就農者</u>に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。	さらに、地域の面的事業の実施に当たっても当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。 5 生駒市地域農業再生協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農協支店単位の研修会の開催等を<u>県北部農林振興事務所</u>の協力の下、実施する。 なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。 6 農業を支える担い手の確保・育成は、農業を魅力とやりがいのある職業とし、農業後継者は勿論のこと、地域農業の維持・発展のために、非農家や他産業などから新たに農業経営を営もうとする青年等（以下、新規就農者という。）を確保し、確実に地域に定着することが重要であり、新たな担い手を支援することにより、本市の農業の健全な発展を図るものとする。 意欲ある担い手への農地の集積については、必要に応じて担い手が活用しやすい形で条件整備等を図り、担い手の農地の基盤強化を支援する。 新規就農者については、<u>他産業従事者と均衡する年間労働時間（1人当たりおおむね2,000時間）および年間農業所得（1人当たりの年間農業所得おおむね250万円）は施設・機械等の初期投資がかさむことを考慮し、過去の新規就農者の所得目標を参考として定める。</u> 特に<u>法第14条第4項</u>の青年等就農計画の認定制度については、本制度を新規就農者の育成施策の中心に位置づけ、生駒市農業委員会の支援による農地利用のこれら認定新規就農者への集積は勿論のこと、その他の支援措置についても<u>認定新規農業者</u>に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

改正後	改正前
のとする。具体的な青年等就農計画の認定は以下のとおり実施する。 <u>(1)</u> 本市の区域内において新たに農業経営を営もうとする青年等は、青年等就農計画を作成し、これを本市に提出して、その青年等就農計画が適当である旨の認定を受けることができるものとする。 <u>(2)</u> 本市は提出された就農計画の内容が基本構想に照らし、適切なものであること等の要件に適合するものであると認めるときは、その計画を認定するものとする。 <u>(3)</u> 就農希望者に対して本市では就農に対する相談や研修、就農計画の作成支援などを行い、新規就農を促進するとともに、就農後については定着促進に向けたフォローアップ体制等を整備する。	する。具体的な青年等就農計画の認定は以下のとおり実施する。 1 本市の区域内において新たに農業経営を営もうとする青年等は、青年等就農計画を作成し、これを本市に提出して、その青年等就農計画が適当である旨の認定を受けることができるものとする。 2 本市は提出された就農計画の内容が基本構想に照らし、適切なものであること等の要件に適合するものであると認めるときは、その計画を認定するものとする。 3 就農希望者に対して本市では就農に対する相談や研修、就農計画の作成支援などを行い、新規就農を促進するとともに、就農後については定着促進に向けたフォローアップ体制等を整備する。

改正後

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

1 第1の3に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。
[個別経営体]
(農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
[削除]				
イチゴ専作 (土耕)	<作付面積等> 12月どり 30a <経営耕地面積> 36a	<資本装備> パイプハウス 30a 育苗ハウス 6a 倉庫・作業舎 50㎡ 保冷库 1坪 トラクター 20ps 1台	・複式簿記帳の実施による経営と家計の分離 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制・休日制の実施 ・農繁期の臨時雇用の確保
イチゴ専作	<作付面積等> 12月どり 30a	<資本装備> パイプハウス 30a		

改正前

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

1 第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。
[個別経営体]
(農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻＋施設園芸	作付面積等） 水稻 2ha イチゴ（施設） 0.35ha 〈経営面積〉 2.35ha	（資本装備） トラクター コンバイン パイプハウス 換気扇 ボイラー 〈その他〉 ・イチゴは作期を分散させる	・複式簿記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・社会保険等の加入 ・施設園芸に係る軽作業について、パート・雇用従事者を確保
[新設]				

改正後					改正前
<u>(高設栽培)</u>	<u><経営耕地面積></u> <u>36a</u>	<u>育苗ハウス 6a</u> <u>高設ベンチ 30a 分</u> <u>温湯暖房機 3台</u> <u>倉庫・作業舎 50㎡</u> <u>保冷库 1坪</u> <u><その他></u> <u>・軽作業化のため高設</u> <u>ベンチの導入</u>			
<u>イチゴ</u> <u>+ トマト</u>	<u><作付面積等></u> <u>イチゴ</u> <u>12月どり 30a</u> <u>トマト</u> <u>半促成 30a</u> <u><経営耕地面積></u> <u>36a</u>	<u><資本装備></u> <u>パイプハウス 30a</u> <u>育苗ハウス 6a</u> <u>トラクター 20ps 1台</u> <u>倉庫・作業舎 50㎡</u> <u>保冷库 1坪</u> <u><その他></u> <u>・トマト接ぎ木苗の導</u> <u>入</u>			
<u>ナス専作</u>	<u><作付面積等></u> <u>夏秋ナス 20a</u> <u>半促成ナス 20a</u> <u>水稻 50a</u> <u><経営耕地面積></u> <u>90a</u>	<u><資本装備></u> <u>パイプハウス 20a</u> <u>トラクター 20ps 1台</u> <u>田植機4条 1台</u> <u>コンバイン2条 1台</u> <u>倉庫・作業舎 50㎡</u> <u><その他></u> <u>・夏秋ナスは水稻と輪</u> <u>作して連作障害を回</u> <u>避</u>			
<u>施設軟弱</u>	<u><作付面積等></u>	<u><資本装備></u>			

改正後						改正前
<u>(ホウレンソウ+ミズナ)</u>	<u>ホウレンソウ</u> <u>160 a</u> <u>ミズナ</u> <u>40 a</u> <u><経営耕地面積></u> <u>40 a</u>	<u>パイプハウス 40 a</u> <u>トラクター 20ps 1台</u> <u>倉庫・作業舎 50㎡</u> <u><その他></u> <u>・ホウレンソウは年間</u> <u>4作</u>				
	<u>施設軟弱</u> <u>(コマツナ)</u> <u><作付面積等></u> <u>コマツナ 300 a</u> <u><経営耕地面積></u> <u>60 a</u>	<u><資本装備></u> <u>パイプハウス 60 a</u> <u>トラクター 20ps 1台</u> <u>倉庫・作業舎 50㎡</u> <u>保冷库 2 坪</u> <u><その他></u> <u>・コマツナは年間 5 作</u>				
	<u>ネギ専作</u> <u><作付面積等></u> <u>葉ネギ 270 a</u> <u><経営耕地面積></u> <u>91.2 a</u>	<u><資本装備></u> <u>育苗ハウス 1.2 a</u> <u>トラクター 20ps 1台</u> <u>移植機 4 条 1 台</u> <u>トラック 1.5t 1 台</u> <u>倉庫・作業舎 100㎡</u> <u><その他></u> <u>・移植栽培による年間</u> <u>3 作</u>				
2 新たな農業経営を営もうとする青年等の確保・育成 新規就農者が第 1 の 6 に示した目標を達成するために目指すべき農業経営の指標として、過去の新規就農者の事例等を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次の通りである。						2 新たな農業経営を営もうとする青年等の確保・育成 新規就農者が第 1 に示した目標を達成するために目指すべき農業経営の指標として、過去の新規就農者の事例等を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次の通りである。

改正後					改正前				
野菜経営					野菜経営				
営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
イチゴ専作 (<u>土耕</u>)	<作付面積等> イチゴ <u>12月どり 15a</u> <経営耕地面積> <u>19a</u>	<資本装備> パイプハウス <u>15a</u> 育苗ハウス <u>4a</u> <u>トラクター20ps 1台</u> <u>倉庫・作業舎 50m²</u> <u>保冷库 1坪</u> <その他> ・ <u>土耕栽培により初期費用を軽減</u>	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制・休日制の実施	イチゴ専作 (<u>高設＋土耕</u>)	<作付面積等> イチゴ <u>高設栽培 0.1ha</u> <u>土耕栽培 0.2ha</u> <経営耕地面積> <u>0.3ha</u>	<資本装備> パイプハウス 育苗ハウス <u>高設ベンチ</u> <その他> ・ <u>軽作業化のための高設ベンチの導入</u>	・複式簿記帳の実施による経営と家計の分離 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制 ・休日制の実施
イチゴ(土耕) ＋ナス	<作付面積等> イチゴ <u>12月どり 15a</u> ナス 夏秋栽培 <u>5a</u> <経営耕地面積> <u>24a</u>	<資本装備> パイプハウス <u>15a</u> 育苗ハウス <u>4a</u> <u>トラクター20ps 1台</u> <u>倉庫・作業舎 50m²</u> <u>保冷库 1坪</u> <その他> ・ <u>イチゴは土耕栽培により初期費用を軽減</u>			イチゴ(土耕) ＋ナス	<作付面積等> イチゴ <u>土耕栽培 0.15ha</u> ナス 夏秋栽培 <u>0.05ha</u> <経営耕地面積> <u>0.2ha</u>	<資本装備> パイプハウス 育苗ハウス トラクター 倉庫・作業舎 <その他>		
施設軟弱 (ホウレンソウ ＋ミズナ)	<作付面積等> ホウレンソウ <u>120a</u> ミズナ <u>30a</u> <経営耕地面積> <u>30a</u>	<資本装備> パイプハウス <u>30a</u> <u>トラクター20ps 1台</u> <u>倉庫・作業舎 50m²</u> <その他> ・ホウレンソウは年間4作			施設軟弱 (ホウレンソウ ＋ミズナ)	<作付面積等> ホウレンソウ <u>0.6ha</u> ミズナ <u>0.3ha</u> <経営耕地面積> <u>0.3ha</u>	<資本装備> パイプハウス トラクター 倉庫・作業舎 <その他> ・ホウレンソウは年間4作		

改正後					改正前				
施設軟弱 (コマツナ)	<作付面積等> コマツナ <u>150 a</u>	<資本装備> パイプハウス <u>30 a</u> トラクター <u>20ps 1 台</u> 倉庫・作業舎 <u>50 m²</u> <u>保冷库 2 坪</u> <その他> ・コマツナは年間 <u>5 作</u>			施設軟弱 (コマツナ)	<作付面積等> コマツナ 1.4ha <経営耕地面積> 0.35ha	<資本装備> パイプハウス トラクター 倉庫・作業舎 <その他> ・コマツナは年間 4 作		
	<経営耕地面積> <u>30 a</u>								
〔削除〕					ネギ専作	<作付面積等> <u>葉ネギ 1.5ha</u> <経営耕地面積> <u>0.5ha</u>	<資本装備> <u>育苗ハウス</u> <u>トラクター</u> <u>移植機</u> <u>倉庫・作業舎</u> <その他> <u>・移植栽培による年 3 作栽培</u>		

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する 農用地 の利用の集積に関する目標
 その他 農用地 の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する 農用地 の利用集積に関する目標
 上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する 農用地 の利用の集積に関する目標を将来の地域における 農用地 の利用に占める面積シェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における 農用地 の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の <u>農用地</u> の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標
面積シェア 5.0%

2 その他 農用地 の利用関係の改善に関する事項

(1) 農用地 の利用状況及び営農活動の実態等の現状

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する 農地 の利用の集積に関する目標
 その他 農地 の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する 農地 の利用集積に関する目標
 上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する 農地 の利用の集積に関する目標を将来の地域における 農地 の利用に占める面積シェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における 農地 の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の <u>農地</u> の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標
面積シェア 5.0%

2 その他 農地 の利用関係の改善に関する事項

(1) 農地 の利用状況及び営農活動の実態等の現状

改正後	改正前
都市化の進展に伴う都市的土地需要の拡大と米の生産調整に伴う土地利用の関係により、従来から培われてきた地域農業の形態が大きく変容している。また、自立農家層と零細規模農家層の分極化、安定的な農外就業、兼業化の定着の中で農家数と耕地面積は、共に年々減少の傾向にある。このような情勢の中、農業後継者の育成を進める一方で、農地の集約等による経営の合理化、土地利用の効率化を推進する。 (2) 今後の農地利用等の見通し及び認定農業者等への農地の利用集積等の将来の農地利用のビジョン <u>農業のあり方を地域内で合意形成する人・農地プランの実質化を進め、実質化した人・農地プランに基づき、関係市町村との連携や農地中間管理事業の活用により担い手への農地の集積・集約化を進め、地域農業の維持発展を目指す。</u> (3) 将来の農地利用ビジョン実現に向けた具体的な取組内容及び関係機関及び関係団体との連携等 本市の将来の農地利用ビジョンの実現を図るため、以下の施策等を積極的に推進することとする。 ① 認定農業者、集落営農組織、法人等効率的かつ安定的な経営体の育成 ② 地域の実情にあわせた多様な担い手の育成 ③ ブロックローテーションの推進及び戦略的作物の導入 <u>④ 農地中間管理事業の活用</u> なお、これらの施策の円滑な推進のため関係機関との間で農地に係る情報提供の共有化を進めるとともに、関係各課、生駒市農業委員会、奈良県農業協同組合、北倭土地改良区、生駒市地域農業再生協議会等による指導体制の整備を行う。 第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項 奈良県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第4 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。	都市化の進展に伴う都市的土地需要の拡大と米の生産調整に伴う土地利用の関係により、従来から培われてきた地域農業の形態が大きく変容している。また、自立農家層と零細規模農家層の分極化、安定的な農外就業、兼業化の定着の中で農家数と耕地面積は、共に年々減少の傾向にある。このような情勢の中、農業後継者の育成を進める一方で、農地の集約等による経営の合理化、土地利用の効率化を推進する。 (2) 今後の農地利用等の見通し及び認定農業者等への農地の利用集積等の将来の農地利用のビジョン <u>農業後継者となる若手リーダーを育成し、農地の集約等による経営の合理化、土地利用の効率化を図るため、地域での営農組織を核とした地域ぐるみでの生産振興を目指し、集落営農組織の育成、法人化を推進することにより農業振興を図る。</u> (3) 将来の農地利用ビジョン実現に向けた具体的な取組内容及び関係機関及び関係団体との連携等 本市の将来の農地利用ビジョンの実現を図るため、以下の施策等を積極的に推進することとする。 ① 認定農業者、集落営農組織、法人等効率的かつ安定的な経営体の育成 ② 地域の実情にあわせた多様な担い手の育成 ③ ブロックローテーションの推進及び戦略的作物の導入 なお、これらの施策の円滑な推進のため関係機関との間で農地に係る情報提供の共有化を進めるとともに、関係各課、生駒市農業委員会、奈良県農業協同組合、北倭土地改良区、生駒市地域農業再生協議会等による指導体制の整備を行う。 第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項 奈良県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第4 <u>「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」</u>の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏

改正後	改正前
農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。 ① 利用権設定等促進事業 ② 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業 ③ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業 これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施する。 以下、各個別事業ごとに述べる。 1 利用権設定等促進事業に関する事項 (1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件 ① 利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。 ア <u>農用地</u>（開発して<u>農用地</u>とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(エ)までに掲げる要件のすべて（<u>農地所有適格法人</u>にあつては、(ア)、(エ)に掲げる要件のすべて）を備えること。 (ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき<u>農用地</u>（開発して<u>農用地</u>とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の<u>農用地</u>を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。 (イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。 (ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。 (エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（<u>農地所有適格法人</u>にあつては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。 イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。	まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。 農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。 ① 利用権設定等促進事業 ② 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業 ③ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業 これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施する。 以下、各個別事業ごとに述べる。 1 利用権設定等促進事業に関する事項 (1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件 ① 利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。 ア <u>農地</u>（開発して<u>農地</u>とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(エ)までに掲げる要件のすべて（<u>農業生産法人</u>にあつては、(ア)、(エ)に掲げる要件のすべて）を備えること。 (ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき<u>農地</u>（開発して<u>農地</u>とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の<u>農地</u>を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。 (イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。 (ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。 (エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（<u>農業生産法人</u>にあつては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。 イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

改正後	改正前
ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。 ② <u>農用地</u>について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（<u>農地所有適格法人</u>にあつては、(ア)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う<u>農用地</u>の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。 ③ 農業協同組合法（昭和２２年法律第１３２号）第１０条第２項に規定する事業を行う農業協同組合が利用権の設定等を受ける場合、<u>同法第１１条の５０第１項第１号</u>に掲げる場合において農業協同組合が利用権の設定等を受ける場合、<u>農地中間管理事業の推進に関する法律（平成２５年法律第１０１号）第２条第３項に掲げる農地中間管理事業を行う農地中間管理機構が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理機構が利用権の設定等を行う場合</u>には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。 ④ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が法第１８条第２項第６号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。 ア 耕作又は養畜の事業に供すべき<u>農用地</u>（開発して<u>農用地</u>とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の<u>農用地</u>を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。 イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。 なお、このことを担保するため、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等を行うことについて市長に確約書を提出すること。 ウ その者が法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められ	ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。 ② <u>農地</u>について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（<u>農業生産法人</u>にあつては、(ア)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う<u>農地</u>の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。 ③ 農業協同組合法（昭和２２年法律第１３２号）第１０条第２項に規定する事業を行う農業協同組合が利用権の設定等を受ける場合、<u>同法第１１条の３１第１項第１号</u>に掲げる場合において農業協同組合が利用権の設定等を受ける場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。 ④ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が法第１８条第２項第６号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。 ア 耕作又は養畜の事業に供すべき<u>農地</u>（開発して<u>農地</u>とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の<u>農地</u>を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。 イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。 なお、このことを担保するため、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等を行うことについて市長に確約書を提出すること。 ウ その者が法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められ

改正後	改正前
ること。 なお、「業務を執行する役員」とは、会社法（平成 17 年法律第 86 号）上の取締役のほか、理事、執行役、支店長等組織名であって、実質的に業務執行についての権限を有し、地域との調整役として責任を持って対応できる者をいう。その確認のため、法人の登記事項証明、法人の代表者が発行する証明書等を市長へ提出すること。 ⑤ <u>農地所有適格法人</u>の組合員、社員又は株主（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項第 2 号チに掲げるものを除く）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該<u>農地所有適格法人</u>に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。 ただし、利用権を受けた土地の全てについて当該<u>農地所有適格法人</u>に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の<u>農用地</u>利用集積計画において行われる場合に限るものとする。 ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙 1 のとおりとする。 （2）利用権の設定等の内容 利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙 2 のとおりとする。 （3）開発を伴う場合の措置 ① 開発して<u>農用地</u>又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする<u>農用地</u>利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成 24 年 5 月 31 日付け 24 経営第 564 号農林水産省経営局通知。以下「基本要綱」という。）様式第 7 号に定める様式による開発事業計	ること。 なお、「業務を執行する役員」とは、会社法（平成 17 年法律第 86 号）上の取締役のほか、理事、執行役、支店長等組織名であって、実質的に業務執行についての権限を有し、地域との調整役として責任を持って対応できる者をいう。その確認のため、法人の登記事項証明、法人の代表者が発行する証明書等を市長へ提出すること。 ⑤ <u>農業生産法人</u>の組合員、社員又は株主（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項第 2 号チに掲げるものを除く）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該<u>農業生産法人</u>に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。 ただし、利用権を受けた土地の全てについて当該<u>農業生産法人</u>に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の<u>農地</u>利用集積計画において行われる場合に限るものとする。 ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙 1 のとおりとする。 （2）利用権の設定等の内容 利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙 2 のとおりとする。 （3）開発を伴う場合の措置 ① 開発して<u>農地</u>又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする<u>農地</u>利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、<u>農地利用集積円滑化団体及び農地保有合理化法人</u>を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成 24 年 5 月 31 日付け 24 経営第 564 号農林水産省経営局通知。以下「基本要綱」とい

改正後	改正前
画を提出させる。 ② ①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに<u>農用地</u>利用集積計画の手続きを進める。 ア 当該開発事業の実施が確実であること。 イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。 ウ 当該開発事業の実施に当たり<u>農用地</u>区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。 (4) <u>農用地</u>利用集積計画の策定期期 ① 法第6条の規定による基本構想の承認後必要があると認めるときは、遅滞なく<u>農用地</u>利用集積計画を定める。 ② (5)の申出その他の状況から<u>農用地</u>の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、<u>農用地</u>利用集積計画を定める。 ③ <u>農用地</u>利用集積計画の定めるところにより設定(又は移転)された利用権の存続期間(又は残存期間)の満了後も<u>農用地</u>の農業上の利用の集積を図るため、引き続き<u>農用地</u>利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該<u>農用地</u>利用集積計画は、現に定められている<u>農用地</u>利用集積計画に係る利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定(又は移転)を内容として定める。 (5) 要請及び申出 ① 農業委員会は、認定農業者<u>等</u>で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、<u>農用地</u>の利用権の調整を行った結果、認定農業者<u>等</u>に対する利用権設定等の調整が調ったときは、本市に<u>農用地</u>利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。 ② 本市の全部又は一部を管轄する土地改良区は、その地区内の土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における<u>農用地</u>の集団化と相まって<u>農用地</u>の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、基本要綱様式第8号により<u>農用地</u>利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。	う。)様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。 ② ①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに<u>農地</u>利用集積計画の手続きを進める。 ア 当該開発事業の実施が確実であること。 イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。 ウ 当該開発事業の実施に当たり<u>農地</u>区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。 (4) <u>農地</u>利用集積計画の策定期期 ① 法第6条の規定による基本構想の承認後必要があると認めるときは、遅滞なく<u>農地</u>利用集積計画を定める。 ② (5)の申出その他の状況から<u>農地</u>の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、<u>農地</u>利用集積計画を定める。 ③ <u>農地</u>利用集積計画の定めるところにより設定(又は移転)された利用権の存続期間(又は残存期間)の満了後も<u>農地</u>の農業上の利用の集積を図るため、引き続き<u>農地</u>利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該<u>農地</u>利用集積計画は、現に定められている<u>農地</u>利用集積計画に係る利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定(又は移転)を内容として定める。 (5) 要請及び申出 ① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、<u>農地</u>の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、本市に<u>農地</u>利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。 ② 本市の全部又は一部を管轄する土地改良区は、その地区内の土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における<u>農地</u>の集団化と相まって<u>農地</u>の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、基本要綱様式第8号により<u>農地</u>利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

改正後	改正前
③ 営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の<u>農用地</u>の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、基本要綱様式第8号により<u>農用地</u>利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。 ④ <u>本市は、①～③において関係団体等に対し、農用地の利用権の調整に際しては、農地中間管理機構と密接に連携を図り、農地中間管理機構を経由して利用権の設定を行うことを最優先に調整が行われるよう求めるものとする。</u> ⑤ ②、③に定める申出を行う場合において、(4)の③の規定により定める<u>農用地</u>利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。 (6) <u>農用地</u>利用集積計画の作成 ① (5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して<u>農用地</u>利用集積計画を定める。 ② (5)の②、③の規定による土地改良区又は農業協同組合からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して<u>農用地</u>利用集積計画を定めるものとする。 ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があ<u>った場合は、第一に農地中間管理事業を活用するよう促すものとし</u>、利用権設定等の調整が調ったときは、本市は、<u>農用地</u>利用集積計画を定めることができる。 ④ <u>農用地</u>利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるにあたっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作の事業に供している<u>農用地</u>の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、<u>農用地</u>の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。 (7) <u>農用地</u>利用集積計画の内容 <u>農用地</u>利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。	③ 営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の<u>農地</u>の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる<u>生駒市</u>農業協同組合は、基本要綱様式第8号により<u>農地</u>利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。 ④ ②、③に定める申出を行う場合において、(4)の③の規定により定める<u>農地</u>利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。 (6) <u>農地</u>利用集積計画の作成 ① (5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して<u>農地</u>利用集積計画を定める。 ② (5)の②、③の規定による土地改良区又は農業協同組合からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して<u>農地</u>利用集積計画を定めるものとする。 ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、本市は、<u>農地</u>利用集積計画を定めることができる。 ④ <u>農地</u>利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるにあたっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作の事業に供している<u>農地</u>の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、<u>農地</u>の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。 (7) <u>農地</u>利用集積計画の内容 <u>農地</u>利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

改正後	改正前
① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所 ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積 なお、その者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（<u>農地所有適格法人</u>、農業協同組合等を除く。）である場合には、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。 ③ ①に規定する者に②に規定する土地についての利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所 ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び<u>決済</u>の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係 ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係 ⑥ ①に規定する者が法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者である場合には、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において <u>農用地</u> を適正に利用していないと認められる場合に賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件 ⑦ ①に規定する者が法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者である場合には、毎年、次に掲げる事項が記載された報告書を参考資料（法人である場合は定款の写しも）を添えて市長に報告する旨 ア ①に規定する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名） イ ①に規定する者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた <u>農用地</u> の面積 ウ イの <u>農用地</u> における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収 エ ①に規定する者が行う耕作又は養畜の事業がその <u>農用地</u> の周辺の <u>農用地</u> の農業上の利用に及ぼしている影響	① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所 ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積 なお、その者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農業生産法人、農業協同組合等を除く。）である場合には、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。 ③ ①に規定する者に②に規定する土地についての利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所 ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び<u>決裁</u>の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係 ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係 ⑥ ①に規定する者が法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者である場合には、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において <u>農地</u> を適正に利用していないと認められる場合に賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件 ⑦ ①に規定する者が法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者である場合には、毎年、次に掲げる事項が記載された報告書を参考資料（法人である場合は定款の写しも）を添えて市長に報告する旨 ア ①に規定する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名） イ ①に規定する者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた <u>農地</u> の面積 ウ イの <u>農地</u> における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収 エ ①に規定する者が行う耕作又は養畜の事業がその <u>農地</u> の周辺の <u>農地</u> の農業上の利用に及ぼしている影響 オ 地域の農業における他の農業者との役割分担

改正後	改正前
オ 地域の農業における他の農業者との役割分担 カ ①に規定する者が法人である場合には、その法人の業務を執行する役員のうち、①が行う耕作の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びに①の行う耕作又は養畜の事業への従事状況 キ その他参考となるべき事項 ⑧ ①に規定する者が法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者である場合には、撤退した場合の混乱を避けるため次に掲げる事項（実行する能力があるかについて確認して記載） ア <u>農用地</u>を明け渡す際の原状回復の義務を負う者 イ 原状回復の費用の負担者 ウ 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め及び担保措置 エ 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め オ その他、撤退した場合の混乱を防止するための取決め ⑨ ①に規定する者の農業経営の状況 （8）同意 <u>農用地</u>利用集積計画の案を作成したときは、（7）の②に規定する土地ごとに（7）の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が<u>20年</u>を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。 （9）公告 農業委員会の決定を経て<u>農用地</u>利用集積計画を定めたとき又は（5）の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する<u>農用地</u>利用集積計画を定めたときは、その旨及びその<u>農用地</u>利用集積計画の内容のうち（7）の①から⑧までに掲げる事項を本市の掲示板への掲示により公告する。 （10）公告の効果	カ ①に規定する者が法人である場合には、その法人の業務を執行する役員のうち、①が行う耕作の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びに①の行う耕作又は養畜の事業への従事状況 キ その他参考となるべき事項 ⑧ ①に規定する者が法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者である場合には、撤退した場合の混乱を避けるため次に掲げる事項（実行する能力があるかについて確認して記載） ア <u>農地</u>を明け渡す際の原状回復の義務を負う者 イ 原状回復の費用の負担者 ウ 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め及び担保措置 エ 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め オ その他、撤退した場合の混乱を防止するための取決め ⑨ ①に規定する者の農業経営の状況 （8）同意 <u>農地</u>利用集積計画の案を作成したときは、（7）の②に規定する土地ごとに（7）の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が<u>5年</u>を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。 （9）公告 農業委員会の決定を経て<u>農地</u>利用集積計画を定めたとき又は（5）の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する<u>農地</u>利用集積計画を定めたときは、その旨及びその<u>農地</u>利用集積計画の内容のうち（7）の①から⑧までに掲げる事項を本市の掲示板への掲示により公告する。 （10）公告の効果 （9）の規定による公告をしたときは、その公告に係る<u>農地</u>利用集積計画の

改正後	改正前
(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る<u>農用地</u>利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。 (11) 利用権の設定等を受けた者の責務 利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。 (12) 紛争の処理 利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。 (13) 賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた者に対する勧告 市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)で公告した<u>農用地</u>利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた法第18条第2項第6号に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告する。 ① その者がその<u>農用地</u>において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における<u>農用地</u>の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。 ② その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。 ③ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。 (14) <u>農用地</u>利用集積計画の取消し 本市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、<u>農用地</u>利用集積計画のうち以下に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消す。 ① (9)で公告した<u>農用地</u>利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借	定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。 (11) 利用権の設定等を受けた者の責務 利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。 (12) 紛争の処理 利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。 (13) 賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた者に対する勧告 市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)で公告した<u>農地</u>利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた法第18条第2項第6号に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告する。 ① その者がその<u>農地</u>において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における<u>農地</u>の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。 ② その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。 ③ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。 (14) <u>農地</u>利用集積計画の取消し 本市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、<u>農地</u>利用集積計画のうち以下に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消す。 ① (9)で公告した<u>農地</u>利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた法第18条第2項第6号に規定する者がその<u>農地</u>を適

改正後	改正前
による権利の設定を受けた法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者がその<u>農用地</u>を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。 ② (13)の勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。 (15) 取消の公告 (14)の取消しをしたときは、(14)の①及び②に係る賃貸借又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消した旨及び当該<u>農用地</u>利用集積計画のうち取消しに係る部分を本市の掲示板への掲示により公告する。 なお、この公告により(14)による取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。 また、農業委員会はその<u>農用地</u>の適正かつ効率的な利用が図られない恐れがあると認めるときは、当該<u>農用地</u>の所有者に対し、当該<u>農用地</u>についての権利の設定のあっせん等の働きかけ等を行う。 2 農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項 (1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携 1 に掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。 ア <u>水田収益力強化ビジョン</u>の実現に向けた積極的な取組によって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。 イ 地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。 (2) 推進体制等 ① 事業推進体制等 奈良県農業協同組合、生駒市農業委員会、県北部<u>農業</u>振興事務所、北倭土地改良区、水利組合、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後 10 年にわたり、第 1、第 3 で掲げた目標や第 2 の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機	正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。 ② (13)の勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。 (15) 取消の公告 (14)の取消しをしたときは、(14)の①及び②に係る賃貸借又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消した旨及び当該<u>農地</u>利用集積計画のうち取消しに係る部分を本市の掲示板への掲示により公告する。 なお、この公告により(14)による取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。 また、農業委員会はその<u>農地</u>の適正かつ効率的な利用が図られない恐れ<u>それ</u>があると認めるときは、当該<u>農地</u>の所有者に対し、当該<u>農地</u>についての権利の設定のあっせん等の働きかけ等を行う。 2 農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項 (1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携 1 に掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。 ア <u>地域水田フル活用ビジョン</u>の実現に向けた積極的な取組によって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。 イ 地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。 (2) 推進体制等 ① 事業推進体制等 奈良県農業協同組合、生駒市農業委員会、県北部<u>農林</u>振興事務所、北倭土地改良区、水利組合、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後 10 年にわたり、第 1、第 3 で掲げた目標や第 2 の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経

改正後	改正前
関団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。 ② 農業委員会等の協力 生駒市農業委員会、奈良県農業協同組合、北倭土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、生駒市地域農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力する。 第5 その他 この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。 附則 1 この基本構想は、平成27年9月10日から施行する。 <u>2 令和 年 月 日改正</u>	営の育成及びこれらへの農地利用の集積を強力に推進する。 ② 農業委員会等の協力 生駒市農業委員会、奈良県農業協同組合、北倭土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、生駒市地域農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力する。 第5 その他 この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。 附則 1 この基本構想は、平成27年9月10日から施行する。

改正後	改正前
別紙1（第4の1（1）⑥関係） 次に掲げる者が利用権の設定を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める用件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。 （1）地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第1条の3</u>の規定による地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）<u>第2条第2項第1号</u>に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令<u>第2条第2項第3号</u>に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。） ○ 対象土地を<u>農用地</u>（開発して<u>農用地</u>とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の<u>農用地</u>を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合。 ・ ・ ・ 法第18条第3項第2号イに掲げる事項 ○ 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合 ・ ・ ・ その土地を効率的に利用することができると認められること。 （2）農業協同組合法<u>第72条の10第1項第2号</u>の事業を行う農事組合法人（<u>農地所有適格法人</u>である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93<u>条</u>第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を<u>農用地</u>以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。） ○ 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合	別紙1（第4の1（1）⑥関係） 次に掲げる者が利用権の設定を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める用件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。 （1）地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第298条第1項</u>の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）<u>第6条の第2項第1号</u>に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令<u>第6条第2項第3号</u>に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。） ○ 対象土地を<u>農地</u>（開発して<u>農地</u>とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の<u>農地</u>を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合。 ・ ・ ・ 法第18条第3項第2号イに掲げる事項 ○ 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合 ・ ・ ・ その土地を効率的に利用することができると認められること。 （2）農業協同組合法<u>第72条の8第1項第2号</u>の事業を行う農事組合法人（<u>農業生産法人</u>である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93<u>号</u>第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を<u>農地</u>以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。） ○ 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合 ・ ・ ・ その土地を効率的に利用することができると認められること。

改正後		改正前	
	・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。		
	○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合 ・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。		○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合 ・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。
(3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる（同項第6号の掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）		(3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる（同項第6号の掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）	
	○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権設定等を受ける場合 ・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。		○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権設定等を受ける場合 ・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

改正後	改正前								
別紙2（第4の1（2）関係） I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃貸借又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合。 <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="69 408 571 443">①存続期間（又は残存期間）</th><th data-bbox="571 408 1097 443">② 借 賃 の 設 定 基 準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="69 443 571 1407"> 1. 存続期間は3年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でないと認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。 2. 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。 3. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の途中において解約する場合には相手方の同意を要する旨を定めとする。 </td><td data-bbox="571 443 1097 1407"> 1. 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会から提供される賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。 2. 採草牧草地については、その採草牧草地の近隣の採草牧草地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、採草牧草地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、採草牧草地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。 3. 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。 4. 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合にはその借賃は、その金額に換算した額が、上記1～3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。 この場合において、その金銭以外のもので定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け12経営第1153農林水産事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。 </td></tr> </tbody> </table>	①存続期間（又は残存期間）	② 借 賃 の 設 定 基 準	1. 存続期間は3年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でないと認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。 2. 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。 3. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の途中において解約する場合には相手方の同意を要する旨を定めとする。	1. 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会から提供される賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。 2. 採草牧草地については、その採草牧草地の近隣の採草牧草地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、採草牧草地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、採草牧草地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。 3. 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。 4. 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合にはその借賃は、その金額に換算した額が、上記1～3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。 この場合において、その金銭以外のもので定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け12経営第1153農林水産事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。	別紙2（第4の1（2）関係） I 農地（開発して農地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃貸借又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合。 <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1144 408 1641 443">①存続期間（又は残存期間）</th><th data-bbox="1641 408 2168 443">② 借 賃 の 設 定 基 準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1144 443 1641 1407"> 1. 存続期間は3年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でないと認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。 2. 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。 3. 農地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の途中において解約する場合には相手方の同意を要する旨を定めとする。 </td><td data-bbox="1641 443 2168 1407"> 1. 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会から提供される賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。 2. 採草牧草地については、その採草牧草地の近隣の採草牧草地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、採草牧草地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、採草牧草地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。 3. 開発して農地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。 4. 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合にはその借賃は、その金額に換算した額が、上記1～3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。 この場合において、その金銭以外のもので定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け12経営第1153農林水産事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。 </td></tr> </tbody> </table>	①存続期間（又は残存期間）	② 借 賃 の 設 定 基 準	1. 存続期間は3年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でないと認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。 2. 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。 3. 農地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の途中において解約する場合には相手方の同意を要する旨を定めとする。	1. 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会から提供される賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。 2. 採草牧草地については、その採草牧草地の近隣の採草牧草地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、採草牧草地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、採草牧草地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。 3. 開発して農地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。 4. 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合にはその借賃は、その金額に換算した額が、上記1～3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。 この場合において、その金銭以外のもので定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け12経営第1153農林水産事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。
①存続期間（又は残存期間）	② 借 賃 の 設 定 基 準								
1. 存続期間は3年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でないと認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。 2. 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。 3. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の途中において解約する場合には相手方の同意を要する旨を定めとする。	1. 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会から提供される賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。 2. 採草牧草地については、その採草牧草地の近隣の採草牧草地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、採草牧草地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、採草牧草地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。 3. 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。 4. 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合にはその借賃は、その金額に換算した額が、上記1～3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。 この場合において、その金銭以外のもので定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け12経営第1153農林水産事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。								
①存続期間（又は残存期間）	② 借 賃 の 設 定 基 準								
1. 存続期間は3年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でないと認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。 2. 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。 3. 農地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の途中において解約する場合には相手方の同意を要する旨を定めとする。	1. 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会から提供される賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。 2. 採草牧草地については、その採草牧草地の近隣の採草牧草地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、採草牧草地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、採草牧草地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。 3. 開発して農地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。 4. 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合にはその借賃は、その金額に換算した額が、上記1～3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。 この場合において、その金銭以外のもので定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け12経営第1153農林水産事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。								

改正後		改正前	
③ 借 賃 の 支 払 方 法	④ 有 益 費 の 償 還	③ 借 賃 の 支 払 方 法	④ 有 益 費 の 償 還
1. 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。 2. 1の支払は、賃借人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合には、賃借人の住所に持参して支払うものとする 3. 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに該当年に係る借賃の支払等を履行するものとする。	1. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。 2. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地のために費やした金額又はその時における当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申し出に基づき生駒市が認定した額をその費やした金額又は増加額とする旨定めるものとする。	1. 借賃は、毎年農地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。 2. 1の支払は、賃借人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合には、賃借人の住所に持参して支払うものとする 3. 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに該当年に係る借賃の支払等を履行するものとする。	1. 農地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は当該利用権に係る農地を返還するに際し民法の規定により当該農地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。 2. 農地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農地を返還する場合において、当該農地のために費やした金額又はその時における当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申し出に基づき生駒市が認定した額をその費やした金額又は増加額とする旨定めるものとする。

改正後		改正前	
Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上利用を目的とする賃借権又は使用貸借権による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合		Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上利用を目的とする賃借権又は使用貸借権による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合	
①存続期間（又は残存期間）	② 借 賃 の 設 定 基 準	①存続期間（又は残存期間）	② 借 賃 の 設 定 基 準
I の①に同じ。	1. 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2. 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3. 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、I の②の3と同じ。	I の①に同じ。	1. 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2. 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3. 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、I の②の3と同じ。
③ 借 賃 の 支 払 方 法	④ 有 益 費 の 償 還	③ 借 賃 の 支 払 方 法	④ 有 益 費 の 償 還
I の③に同じ。	I の④に同じ。	I の③に同じ。	I の④に同じ。

改正後		改正前	
Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合		Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合	
① 残 続 期 間	② 損 益 の 算 定 基 準	① 残 続 期 間	② 損 益 の 算 定 基 準
I の①に同じ。	1. 作目毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2. 1 の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。	I の①に同じ。	1. 作目毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2. 1 の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。
③ 損 益 の 決 済 方 法	④ 有 益 費 の 償 還	③ 損 益 の 決 済 方 法	④ 有 益 費 の 償 還
I の③に同じ。 この場合において、I の③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃借人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	I の④に同じ。	I の③に同じ。 この場合において、I の③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃借人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	I の④に同じ。

改正後		改正前	
IV 所有権の移転を受ける場合		IV 所有権の移転を受ける場合	
① 対 価 の 算 定 基 準	② 対 価 の 支 払 基 準	① 対 価 の 算 定 基 準	② 対 価 の 支 払 基 準
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額に対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価格に <u>比準</u> して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	<u>農用地</u> 利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額に対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価格に <u>準</u> して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	<u>農地</u> 利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。
③ 所有権の移転の時期		③ 所有権の移転の時期	
<u>農用地</u> 利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該 <u>農用地</u> 利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払い期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る <u>農用地</u> 利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。 なお、農業者年金基金が所有権の移転を行う場合の取り扱いについては、農業者年金基金の定めるところによるものとする。		<u>農地</u> 利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該 <u>農地</u> 利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払い期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る <u>農地</u> 利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。 なお、農業者年金基金が所有権の移転を行う場合の取り扱いについては、農業者年金基金の定めるところによるものとする。	